

事務連絡
令和2年3月19日

各都道府県一般廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書」の公表について

一般廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年3月13日、「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書」（以下「報告書」という。）が総務省行政評価局から公表されました。報告書には「サービスの性質上廃棄物が必然的に発生するとみられることを踏まえ」、遺品整理サービスに伴って発生する廃棄物（以下「遺品整理廃棄物」という。）の処理についても、その実情等が記載されております。その中には、「違法性等に関する事実認定や判断は行わない」とした上で、一般廃棄物収集運搬業許可未取得の遺品整理サービス事業者が「遺品をまとめて自社倉庫等に持ち帰り、倉庫等で再度、選別後、自社から排出された廃棄物として処理する」、「依頼者に代わって一般廃棄物処理施設まで運び込む」など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に違反する疑いのある行為も記載されているところです。

遺品整理廃棄物が廃棄物処理法に基づいて適正に処理されるよう注視いただくとともに、廃棄物処理法違反が疑われる事案が確認された場合には、事実関係をご確認の上、適切な指導等を実施していただくようお願いいたします。

また、遺品整理サービス事業者や遺品整理サービス利用者から遺品整理廃棄物の処理について問合せがあった際には、既存の一般廃棄物処理業者を紹介するなど、遺品整理廃棄物が一般廃棄物処理計画に従って適正に処理されるよう、地域の実情に応じて、必要な対応を検討いただくようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内市町村に周知をお願いいたします。

【本件に関する連絡先】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 大塚、大城
TEL 03-3581-3351（内線 6857）
FAX 03-3593-8263
E-mail hairi-haitai@env.go.jp